

主催

辻・本郷 税理士法人

相続セミナー

弁護士が解説

# 国際相続の基礎知識 ～オーストラリア編～

WEB  
セミナー

- ◆ オーストラリアの相続法概要
- ◆ 遺言がない場合の手続き
- ◆ 遺言がある場合の手続き
- ◆ 裁判所が関与しない相続の方法

オーストラリアの相続法は州ごとに異なる制度を採用しており、日本とは大きく異なる特徴があります。本セミナーでは、弁護士の先生をお招きし、温暖な気候で日本人移住者も多いオーストラリアの相続法の基本構造を整理します。遺言の有無による手続きの違いや、裁判所が関与しない相続方法など、日本法との比較を通じて、国際相続に関する実務上の留意点をわかりやすく解説していただきます。

視聴可能期間

2026年1月15日(木)11:30～1月21日(水)17:00

※講演時間は約30分となります

お申し込み期限

2026年1月13日(火)17:00

参加費

3,000円(税込)

講 師

OneAsia法律事務所

大阪オフィスパートナー弁護士

古田 雄哉 (ふるた ゆうや) 先生



OneAsia法律事務所

東京オフィスアソシエイト弁護士

山本 博人 (やまもと ぱくと) 先生



2014年に弁護士登録後、兵庫県内の法律事務所で支店長を務め、国内の相続案件を含め多数の民事訴訟に対応。2020年にOne Asia法律事務所大阪オフィスのパートナー弁護士として参画後は、労務を中心とした企業法務全般に携わるほか、シンガポール、タイ、フィリピン等に関する国際相続に関する業務にも対応している。

2022年に弁護士登録後、労働法関係、金融関係法の業務を中心に、株主総会対応、M&A、訴訟等の紛争対応、ベンチャー企業のIPO支援など、国内企業法務全般に携わる。近時では、国内相続に関する手続き支援、海外拠点弁護士と連携して国際相続に関する相談にも対応している。

詳細・お申し込み

[https://form.k3r.jp/ht\\_tax/260115](https://form.k3r.jp/ht_tax/260115)

